

基金情報

No. 167 平成27年12月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
 〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
 Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
 ホームページ <http://www.glskkn.com>

事項	11月末数	対前月増減数	事項	11月末数(累計)		
事業所数(件)	211	0	年金掛金	調定額(円) 1,198,845,344		
加入員数(人)	男子	4,097	-2	収納額(円)	1,193,388,684	
	女子	2,101	4	収納率	99.54%	
	計	6,198	2	事務費掛金調定額(円)	26,638,804	
平均標準給与月額(円)	男子	342,525	-286	資産運用	信託資産額(時価)	303億8,974万円
	女子	236,155	248		修正総合利回り	0.63%
	計	306,468	-162		ベンチマーク差	-1.07%
受給者数(人)	6,508	10	慶弔金の支給件数・金額	46件77万円		
平均年金額(円)	532,930	-294	年金相談件数	304件		

事業主および加入員の皆様へ

平成27年12月22日
 関東信越厚生局へ解散認可申請書を提出いたしました

既報のとおり、平成27年11月27日開催の代議員会において当基金の解散が全会一致で議決されました。これを受け平成27年12月22日に解散の認可申請書を厚生労働大臣宛に提出いたしました。順調に審査が進めば平成28年1月に解散の認可がおりる予定です。
 正式に認可がおりましたら、事業主の皆様へご報告申し上げますので、在職中の加入員の皆様へご周知いただきますようお願いいたします。(待期者・年金受給者の皆様へは、個別に当基金よりご報告いたします)

事業主および事務ご担当の皆様へ

平成28年1月に解散認可がおりた場合の
 基金解散に伴う適用等の事務手続きについて

平成28年1月分まで提出が必要な届出

「取得届」「喪失届」「月変届」「賞与届」「産前産後関係の届」「育児関係の届」「加入員氏名・住所等変更届」「事業主・事業所関係変更届」
 そのほか1月までに訂正や変更・未提出の届出があった場合は早急にご提出ください。
 遡り分に伴う掛金の遡及調整が生じた場合は、追加のご請求(または還付)をさせていただきます。要件該当日が1月分の届出については、提出は必要ですが掛金は発生しません。

平成28年2月以降も提出が必要な届出

平成28年2月以降、清算業務完了までの間、当基金よりお知らせすることがございますので、次の届出は清算完了までご提出ください。
 「加入員氏名・住所等変更届」「事業主・事業所関係変更届」
そのほか1月までに発生した遡り分の届出がある場合は早急にご提出ください。遡り分に伴う掛金の遡及調整が生じた場合は、追加のご請求(または還付)をさせていただきます。

解散認可後の当基金掛金及び厚生年金保険料(国)の変更について

基金解散後、事業所を管轄する年金事務所から「厚生年金基金脱退通知書」が届きます。年金事務所からの告知書(平成28年2月15日発送分)が基金未加入の保険料となっているかご確認ください。なお、年金事務所において基金解散の事務処理が間に合わない場合がございますので予めご了承ください。この場合、次月の告知の際に調整されることとなります。

	月分	解散前	
		平成27年12月分	平成28年1月分
基金掛金率	納期限	平成28年2月1日	平成28年2月29日
	計	8.7%	無し
	事業主	6.8%	無し
厚生年金保険料率	本人	1.9%	無し
	計	14.028%	17.828%
	事業主	7.014%	8.914%
合計	本人	7.014%	8.914%
	計	22.728%	17.828%
	事業主	13.814%	8.914%
	本人	8.914%	8.914%

平成28年1月分以降は当基金の掛金率のうち代行相当部分の掛金(免除保険料)率3.8%(事業主・本人共に1.9%)が代行部分の返還に伴い厚生年金保険料に加算されます。そのため、加入員の方の負担分は基金解散前後において変更はありません。
 基金掛金率のうち、全額事業主負担であった上乗せ部分掛金及び事務費掛金・特別掛金の4.9%は基金解散に伴いなくなります。

※ 詳しい内容につきましては、平成27年11月分の納入告知書(平成27年12月15日発送)にて「当基金解散に伴う事務手続きの変更について」のご案内を同封してお送りしておりますので、ご覧ください。(お手元がない場合は、当基金までご連絡ください)

《「基金情報」発行終了のお知らせ》平成14年5月のNo.1から事業主ならびに加入員の皆様へ基金の状況や適用・給付情報など掲載してまいりましたが、基金解散に伴い今回の基金情報をもって終了とさせていただきます。

福祉給付金の請求について

結婚祝金・死亡弔慰金の福祉給付金の請求につきましては、平成28年1月までが支給対象となります。ご請求漏れのないよう速やかにご請求ください。（解散認可後も、平成28年1月31日までに遡って事由が発生した場合は、請求を受けております）

結婚祝金：結婚年月日が
平成28年1月31日まで
弔慰金：死亡年月日が
平成28年1月31日まで

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。

毎月、月末の自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。〈口座振替銀行〉

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

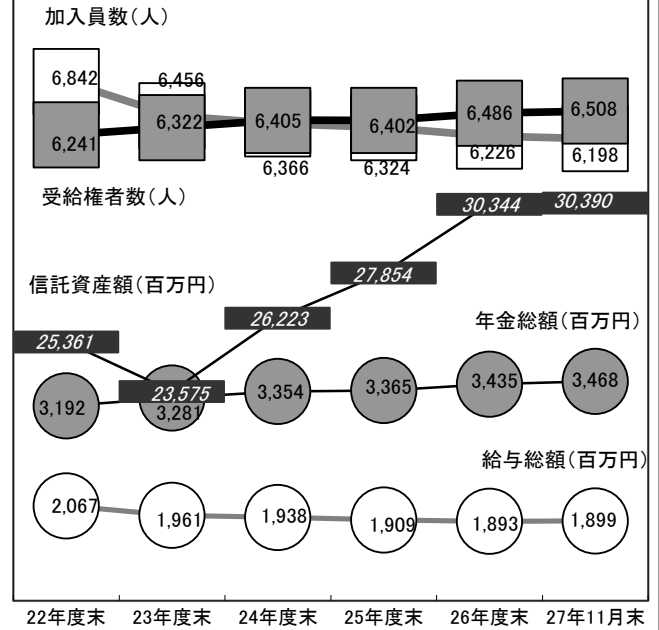
このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、ゆうちょ銀行、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。（振替日は28日となります。）(※)一部の金融機関は除きます。詳しくは当基金までお問合せください。

*** 12月分の掛金納入期限は、平成28年2月1日となりますので、ご協力お願いいたします。**

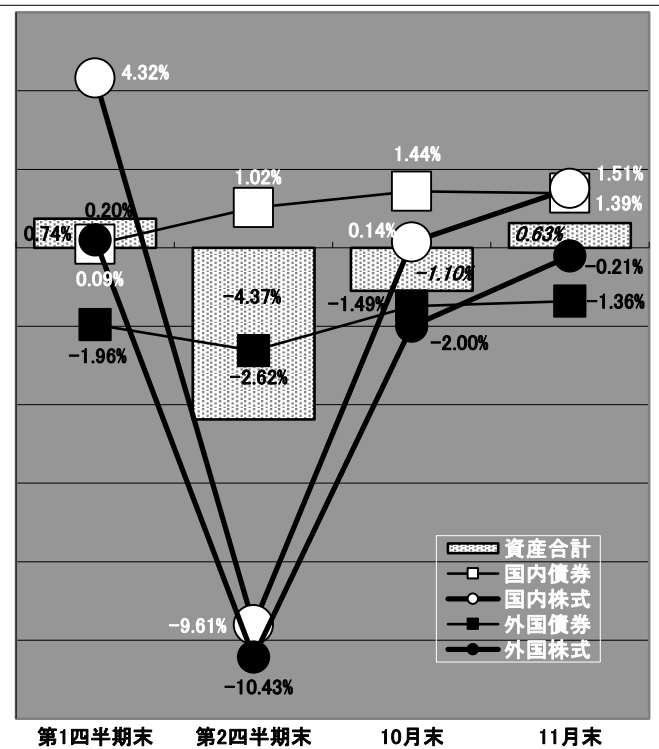
設立事業所の異動(規約変更関係等)・11月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成27年度>



【お願い】

当「基金情報」を加入員の皆様にもご高覧いただけますようご配慮方よろしくお願い申し上げます

なお、創刊号から直近号までホームページでも公開しておりますので、併せてご活用ください

<http://www.glskkn.com>

1月の予定

15日 告知書(12月分)発送

※ 1月分の適用関係書類の〆切は2月8日です。